大熊町　町長　吉田　淳　殿

　　**要　　望　　書**

日々町民の為、真摯に町政に取り組んで頂きましてありがとうございます。

また、当地権者会の活動に対して、継続したご支援を賜り重ねて御礼を申し上げます。

当地権者会は、環境省と今迄４６回の団体交渉と８回の環境省主催説明会を重ね「中間貯蔵施設に関する課題と問題点」について指摘し、それらの改善等に取り組んで参りました。

　しかし、福一原発事故から１０年、中間貯蔵施設への搬入開始から６年を経過し、最長でも２０４５年３月１２日までと国が約束している事業終了に向けた福島県外最終処分場選定への取り組みは、未だ具体的に示されていない状況です。

当地権者会は町民・地権者等の皆さまから任されており、より活動内容を広めていく必要があると判断し、本年３月２６日郡山市で環境省に対して、「個人交渉では認めている弁護士等の同席を団体交渉においても認めること」について小泉環境大臣宛て要求書を提出致しました。

同要求書は小泉環境大臣まで報告され、同大臣から「引き続き地権者には親切丁寧な説明」の

指示があったとのことでした。しかし、４月９日の環境省回答は電話での一方的な「団体交渉の打ち切り通告」でした。そして、この「打ち切り通告」は同大臣も承知のうえであるとのことでした。

この回答は同大臣の指示「引き続き地権者には親切丁寧な説明」とは真逆の内容であり、中間貯蔵施設を福島県の復興等のために苦渋の決断で受け入れを決めた、町・同議会更には町民や地権者に対する裏切り行為であると言わざるを得ません。

　民有地との契約率が9割を超えたことを契機に「今後は、地権者にお願いする必要はない」という環境省の本音を表した回答であります。

　先述の通り、「中間貯蔵施設の課題と問題点」の改善・是正に向けた当地権者会の取り組みは、これからが、今まで以上に具体的な内容を進めていくことになり、正念場となって参ります。

従いまして、今までと同様、貴町職員の団体交渉及び環境省説明会へのオブザーバー出席を頂くことにより、今後も町並びに町議会と情報共有させて頂き、２０４５年３月１３日以降の中間貯蔵施設跡地の復興を目指して参る所存でございます。

　つきましては、ここに下記の通り要望事項へのご協力を、是非にも、よろしくお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　記

【要望事項】

環境省との団体交渉の実施についてご支援を頂き、引き続き「中間貯蔵施設に関する課題と問題点」の改善・是正に向けた情報共有とご協力をいただくこと

『具体的な内容は以下の通り』

「環境省の団体交渉打ち切り通告の主張内容」

１．今までの46回の団体交渉で、用地補償の主張は平行線で今後も理解は得られない

２．事業期間中は、地権者会に対する「事業の取り組みの説明会」を続ける

「当地権者会の基本的な考え方」

１．環境省の主張は、町民・地権者に対する公共事業の事業者としての基本姿勢が欠落していると言わざるを得ない。

この環境省の主張の背景には民有地の用地契約率が９割を超えたことから、環境省の立場だけで「今後の団体交渉は必要ない」としていることであると強く推察するものである。

また、地権者説明会は継続するので「地権者への親切・丁寧な説明」は行っていくと論点をずらした説明をしている。しかしながら、その地権者説明会での説明内容は「取り組み」についてであり、範囲を限定的に環境省が行えるようにしている。

　これは、環境省主催であるからであり、対等な交渉である団体交渉とは大きな違いがある。

この対等な交渉の場を一方的に打ち切ることは、公共事業の事業者の姿勢として言語道断であり、これを許容することは、町民・地権者の権利を不当に踏みにじるものである。

２．団体交渉の交渉項目は別添資料1「平成２５年１２月２５日付けで望月環境大臣宛てに提出した要望書」の通り、２０１５年１月の第１回団体交渉から、県外最終処分場への搬出と除染と共に土地の原状回復による２０４５年３月１２日までの事業終了に重点を置いて行ってきた。更に安心できる安全対策、町の復興と町民への生活支援、町内全域除染の実施、そして事業終了と密接に関連している土地使用補償契約（地上権設定契約）及び土地売買契約内容の見直しを求め、地上権設定契約書の約30項目の見直しなどを行ってきた。

また、用地補償については、原発事故前土地価格への見直し（同じ土地収用法第３条２７号ノ２の対象事業である仮置き場は原発事故前土地価格）と環境省の独自ルールで土地収用法との整合が図られている公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱１９条「地代補償」に書かれていない「地上権価格」の見直しと団体交渉の内容は多岐にわたっている。

　従って、用地補償についてだけを打ち切りの主張内容としていることは論外である。

３．その地上権価格については、他の原発事故後の国の対応と同じく、国・環境省が公共用地補償の国内ルールである昭和３７年に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」を一方的に変更した補償内容である。従って、その補償の間違いは時間の経過とともに明らかになってきている。事実、昨年１２月の４６回の団体交渉では用地補償に関しては環境省側の論理が崩壊し、今後も論理崩壊の度合いが高くなることを環境省自身が分かっており、論理的矛盾を団体交渉の担当者は糺されることになる。

また、その間違いを認めた場合の問題を環境省は相当にリスクとして承知していると推定するものである。具体的には地権者からの損害賠償請求や売買から地上権契約への契約変更の申し入れ、更には契約の解除の申し入れ等が予想される。

当然ながらこの結果は、事業終了に向けた環境省の逃げ道、抜け道が断たれる結果となる。

「当地権者会の項目毎の考え方」

１．両町民・地権者から任されている当地権者会との団体交渉を実施することは、環境省の事業者としての責務である「県・両町もオブザーバー出席中（コロナ禍で中断）」

なお、環境省による地権者説明会の実施は環境省が平成２９年７月７日付け当地権者会宛て文書「福島所長名と同公印押捺」で約束していることである。

２．事業終了に向けた交渉「これからがより具体的な交渉となる」

⑴福島県外最終処分場選定の具体的な取り組み

５月２３日に環境省がオンラインで開催した対話フォーラムは昨年見送りとなった環境

省法令改正案「汚染土を全国の公共事業等への再利用案」を最優先としており、県外最終

処分場選定の取り組みへの論点をずらしていることから、これについても団体交渉で、

具体的に追及していく必要がある。

⑵地上権設定契約書に基づいた契約終了に向けた取り組み

　今までの団体交渉で契約終了時の土地の返還における原状回復について、現在まで仮置き

場の原状回復時に問題となっている田圃に山砂を入れないことを求めてきた。これに対し、

環境省は個別交渉で答えると逃げの姿勢である。これは個別交渉でも答えていないので、

今後は福島県、両町、両議会と一体となった申し入れ対応を行っていくことが必要である。

山砂の件は1例であるが、このように原状回復には当然全域の除染も含まれることから、

今後の団体交渉において継続的に環境省に対して申し入れていくことが必要である。

当初、住民説明会や地権者説明会から、国・環境省に対する不信感が募り、個人交渉では

限界があると判断して、団体交渉を開始した経緯がある。

　以上の通り今後さらに、環境省と団体交渉を行っていく必要性が高くなってくる。

⑶事業終了後の跡地復興への取り組み

　中間貯蔵施設の計画、用地交渉、契約書内容、用地補償内容は町民・地権者が不在の中で

進められた経緯がある。しかし、今後の事業終了後の跡地の復興への取り組みについては、

町民・地権者が主体になった、言い換えると、町民・地権者参加型の取り組みを進めて行

くことが極めて重要である。これは、大震災後の町・地域づくりで住民が主体となった参

加型とそうでない非参加型を比較してみれば一目瞭然である。

また、これには国内各事業跡地等の住民参加型の復興事例が参考になる。

これらについても今後、福島県や両町・同議会とも情報共有を図って参りたい。

⑷事業終了までの安全を最優先とした取り組み

これは団体交渉でも力を入れて環境省に対し改善の申し入れを繰り返し申し入れてきた

経緯もある。以下の内容等が項目として挙げられる。

　➀安全で安心できる輸送搬入・搬出対策

　➁コロナ感染防止対策

　➂施設内放射能対策

　➃大型台風・大雨等災害などの災害防止対策

　➄中間貯蔵施設に搬入する物⑴福島第一原発内「搬入しません」これに対する監視対策

「当地権者会への約束文書（２０１７年７月３日付け環境省所長公印押捺）」

➅新たな災害や事故事件等問題への対応対策

最近水銀が検出された事実が新聞報道されたが、これなども環境省は施設内の環境測定をどの程度「測定物質の種類と測定範囲」行っているのか、そして、それらの測定結果を十分に町民に対して情報を開示しているのか、等も含めて監視すると共に団体交渉や地権者説明会で説明を求め、対応が不十分と判断した場合は、福島県・両町・両議会と情報共有を密に図り、町民・地権者の安全確保を最優先とした安全対策を環境省に求めていくことが必要である。

　３．用地補償について今迄の交渉で環境省は説明を十分に果たしていない

環境省は用地補償の原理原則を間違えているので、当然に説明責任は果たせていない。

　　別添の通り、２０１７年の当地権者会宛て「環境省回答書」と２０２０年の環境省宛て「補償基準の適用についての本会の見解」を比較すると環境省回答書は公共事業の用地補償の日本の教科書「環境省も認めている」の内容に「地代は根拠」と書いてある。

これを環境省は「考え方」に改ざんしているが、このことから見ても、環境省の間違いは明確である。

【添付資料】

１．２０１４（平成26年）年１２月２５日付環境省望月大臣宛て要望書

２．２０１５（平成27年）年２月6日付環境省からの回答書

３．２０１７（平成29）年９月６日付環境省回答書

４．２０２０（令和2）年９月１４日付補償基準の適用についての本会の見解

５．２０２１（令和3）年３月２６日付環境省小泉大臣宛て要求書

２０２１（令和３）年６月４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３０年中間貯蔵施設地権者会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　門馬好春